

お知らせ

令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税率引上げ等に伴い、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する議案等が、7月31日に県議会で可決されました。

10月1日から、県有施設の使用料や各種試験等の手数料の一部が別添の表のとおり改定されますのでお知らせいたします。

大分県

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

－目次－

<使用料>

消費生活・男女共同参画プラザ	1
大分高等技術専門学校大分職業訓練センター	3
林業研修所	4
青少年の森	5
平成森林公園	6
大洲総合運動公園	7
高尾山自然公園	13
ハーモニーパーク	14
大分スポーツ公園	16
大手町駐車場	30
武道スポーツセンター	31
総合体育館	39
歴史博物館	45
香々地青少年の家	48
九重青少年の家	51
県立高等学校	54
行政財産目的外使用料	55

<手数料>

衛生関係事務	56
毒物劇物関係事務	62
動物愛護管理事務	63
危険物規制関係事務	64
火薬類関係事務	65
高圧ガス関係事務	65
液化石油ガス関係事務	66
電気工事士関係事務	67
採石関係事務	67
産業科学関係事務	68
技能検定試験関係事務	73
農業試験検査事務	75
家畜精液取扱事務	76
砂利採取関係事務	77
建築士法関係事務	78
風俗営業等関係事務	79
警備業関係事務	80
銃砲刀剣類関係事務	81

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号） 新旧対照表

改正案

別表第一（第三条関係）		の名称	の施設	使用料の名称	区分	単位	金額	備考
（略）	（略）							
（略）	（略）	大分県消費生活センター	大会議室	大会議室使用	全部を使用する場合	午前九時から午後一時まで	八、一五〇円	（略）
						午後一時から午後五時まで	一〇、九〇〇円	
（略）	（略）	大会議室	大会議室	大会議室使用	全部を使用する場合	午前九時から午後六時まで	八、一五〇円	（略）
						午後六時から午後九時まで	四、〇五〇円	
（略）	（略）	大会議室	大会議室	大会議室使用	全部を使用する場合	午前九時から午後五時まで	五、四五〇円	（略）
						午後五時から午後九時まで	四、〇五〇円	
（略）	（略）	大会議室	大会議室	大会議室使用	全部を使用する場合	午前九時から午後五時まで	一、九〇〇円	（略）
						午後五時から午後九時まで	一、四〇〇円	
（略）	（略）	大会議室	大会議室	大会議室使用	全部を使用する場合	午前九時から午後五時まで	一、四〇〇円	（略）
						午後五時から午後九時まで	一、四〇〇円	

現行

別表第一（第三条関係）		の名称	の施設	使用料の名称	区分	単位	金額	備考
（略）	（略）							
（略）	（略）	大分県消費生活センター	大会議室	大会議室使用	全部を使用する場合	午前九時から午後一時まで	八、〇〇〇円	（略）
						午後一時から午後五時まで	一〇、七〇〇円	
（略）	（略）	大会議室	大会議室	大会議室使用	全部を使用する場合	午前九時から午後六時まで	八、〇〇〇円	（略）
						午後六時から午後九時まで	四、〇〇〇円	
（略）	（略）	大会議室	大会議室	大会議室使用	全部を使用する場合	午前九時から午後五時まで	四、〇〇〇円	（略）
						午後五時から午後九時まで	四、〇〇〇円	
（略）	（略）	大会議室	大会議室	大会議室使用	全部を使用する場合	午前九時から午後五時まで	一、八五〇円	（略）
						午後五時から午後九時まで	一、八五〇円	
（略）	（略）	大会議室	大会議室	大会議室使用	全部を使用する場合	午前九時から午後五時まで	一、四〇〇円	（略）
						午後五時から午後九時まで	一、四〇〇円	

（略）		設備使用料	和会議室	単位	金額	備考
（略）	（略）					
（略）	（略）	ダイナミックマイク（マイクスタンドを含む。）	一本	午前九時から午後一時まで	一、四〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、九〇〇円	
（略）	（略）	ワイヤレスマイク（ホン）	一本	午前九時から午後一時まで	一、四〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、九〇〇円	
（略）	（略）	拡声装置	一式	午前九時から午後一時まで	一、二〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、九〇〇円	
（略）	（略）	音声・映像機器	一式	午前九時から午後一時まで	一、九〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、一五〇円	
（略）	（略）	オーバーヘッドプロジェクター	一式	午前九時から午後一時まで	一、一五〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、一〇〇円	
（略）	（略）	プロジェクター	一式	午前九時から午後一時まで	一、一〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、一〇〇円	
（略）	（略）	テープレコーダー	一台	午前九時から午後一時まで	六〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	六〇〇円	
（略）	（略）	CD・MDプレーヤー	一台	午前九時から午後一時まで	六〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	六〇〇円	
（略）	（略）	移動式拡声装置	一式	午前九時から午後一時まで	六〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	六〇〇円	
（略）	（略）	スクリーン	一式	午前九時から午後一時まで	二四〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	二四〇円	
（略）	（略）	展示用パネル	一枚	午前九時から午後一時まで	一一〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一一〇円	
（略）	（略）	コンセント	一ロ一キ	午前九時から午後一時まで	二六〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	二六〇円	
（略）	（略）	団体専用ロッカー	間一個一年	午前九時から午後一時まで	二、四五〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	二、四五〇円	

（略）		設備使用料	和会議室	単位	金額	備考
（略）	（略）					
（略）	（略）	ダイナミックマイク（マイクスタンドを含む。）	一本	午前九時から午後一時まで	三、七〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、四〇〇円	
（略）	（略）	ワイヤレスマイク（ホン）	一本	午前九時から午後一時まで	五九〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、八五〇円	
（略）	（略）	拡声装置	一式	午前九時から午後一時まで	一、二〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、二〇〇円	
（略）	（略）	音声・映像機器	一式	午前九時から午後一時まで	一、八五〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、一五〇円	
（略）	（略）	オーバーヘッドプロジェクター	一式	午前九時から午後一時まで	一、一五〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、一〇〇円	
（略）	（略）	プロジェクター	一式	午前九時から午後一時まで	一、一〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一、一〇〇円	
（略）	（略）	テープレコーダー	一台	午前九時から午後一時まで	五九〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	五九〇円	
（略）	（略）	CD・MDプレーヤー	一台	午前九時から午後一時まで	五九〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	五九〇円	
（略）	（略）	移動式拡声装置	一式	午前九時から午後一時まで	五九〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	五九〇円	
（略）	（略）	スクリーン	一式	午前九時から午後一時まで	二四〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	二四〇円	
（略）	（略）	展示用パネル	一枚	午前九時から午後一時まで	一一〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	一一〇円	
（略）	（略）	コンセント	一ロ一キ	午前九時から午後一時まで	二六〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	二六〇円	
（略）	（略）	団体専用ロッカー	間一個一年	午前九時から午後一時まで	二、四五〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで	二、四五〇円	

別表第一（第三条関係） の名称		公の施設 の名称	称使用料の名	区	分	単	金	備
（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大分県立 高等専門学校 大分分校 技術訓練 センター	会議室使用	一〇一研修室	一時間				四二〇円	（略）
		二〇一研修室	一時間				三三〇円	
		二〇二研修室	一時間				三三〇円	
		三〇一研修室	一時間				三三〇円	
		三〇二研修室	一時間				三二〇円	
		三〇三研修室	一時間				四二〇円	
		大研修室	一時間				八四〇円	
		視聴覚室	一時間				四二〇円	
		実習室	一時間				六三〇円	
		音声・映像機器	一時間				一、九〇〇円	
		オーバーヘッドプロジェクター	一時間				一、一五〇円	
	プロジェクター	一時間				一、一〇〇円		

別表第一（第三条関係） の名称		公の施設 の名称	称使用料の名	区	分	単	金	備
（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大分県立 高等専門学校 大分分校 技術訓練 センター	会議室使用	一〇一研修室	一時間				四二〇円	（略）
		二〇一研修室	一時間				三三〇円	
		二〇二研修室	一時間				三三〇円	
		三〇一研修室	一時間				三三〇円	
		三〇二研修室	一時間				三二〇円	
		三〇三研修室	一時間				四二〇円	
		大研修室	一時間				八二〇円	
		視聴覚室	一時間				四一〇円	
		実習室	一時間				六二〇円	
		音声・映像機器	一時間				一、八五〇円	
		オーバーヘッドプロジェクター	一時間				一、一五〇円	
	プロジェクター	一時間				一、一〇〇円		

別表第一（第三条関係） の名称		公の施設 の名称	称使用料の名	区	分	単	金	備
（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大分県林 業研究所	講義室使用	宿泊施設使	一人一泊	午前八時から正午まで			一、四〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで			一、四〇〇円	
				午後六時から午後十時まで			一、四〇〇円	
				午前八時から午後五時まで			二、八〇〇円	

別表第一（第三条関係） の名称		公の施設 の名称	称使用料の名	区	分	単	金	備
（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大分県林 業研究所	講義室使用	宿泊施設使	一人一泊	午前八時から正午まで			一、四〇〇円	（略）
				午後一時から午後五時まで			一、四〇〇円	
				午後六時から午後十時まで			一、四〇〇円	
				午前八時から午後五時まで			二、七五〇円	

別表第一（第三条関係）		改 正 案		現 行	
公の施設 の名称	使用料の 名称	区 分	単 位	金 額	備 考
大洲総合 運動公園	公園施設 の設置に 係る 使用料	電柱及びその支柱	一年一本	一、三五〇円	(略)
	公園施設 の管理に 係る 使用料	電柱及びその支柱	一年一本	一、三五〇円	
	公園の 占有に 係る 使用料	電柱及びその支柱	一年一本	一、三五〇円	
		電話柱（電柱であるものを除く。） （六十一年政令第七十五号）別表 第一に定める額	一年一本	一、三五〇円	
		その他の柱類	一年一本	五〇〇円	
		電線その他これに類するもの	一年一メートル	一〇〇円	
		変圧塔その他これに類するもの及び 公共電話所	一年一メートル	一、〇〇〇円	
		水道管、下水 管、ガス管 その他これら に類するもの	一年一メートル	五〇〇円	
		外径が〇・四メー トル未満のもの	一年一メートル	二〇〇円	
		外径が〇・四メー トル以上一メー トル未満のもの	一年一メートル	五〇〇円	

別表第一（第三条関係）		現 行			
公の施設 の名称	使用料の 名称	区 分	単 位	金 額	備 考
大洲総合 運動公園	公園施設 の設置に 係る 使用料	電柱及びその支柱	一年一本	一、三五〇円	(略)
	公園施設 の管理に 係る 使用料	電柱及びその支柱	一年一本	一、三五〇円	
	公園の 占有に 係る 使用料	電柱及びその支柱	一年一本	一、三五〇円	
		電話柱（電柱であるものを除く。） （六十一年政令第七十五号）別表 第一に定める額	一年一本	一、三五〇円	
		その他の柱類	一年一本	五〇〇円	
		電線その他これに類するもの	一年一メートル	一〇〇円	
		変圧塔その他これに類するもの及び 公共電話所	一年一メートル	一、〇〇〇円	
		水道管、下水 管、ガス管 その他これら に類するもの	一年一メートル	五〇〇円	
		外径が〇・四メー トル未満のもの	一年一メートル	二〇〇円	
		外径が〇・四メー トル以上一メー トル未満のもの	一年一メートル	五〇〇円	

別表第一（第三条関係）		改 正 案		現 行	
公の施設 の名称	使用料の 名称	区 分	単 位	金 額	備 考
大分県都市 公園条例（昭 和三十五年 大分県令第 二十三号） 第二十条第 一項の行為 に係る使用 料	物品の販売、 募金その他 これらに類 する行為	地下に設けられる もの	一年一メートル	五〇〇円	(略)
		地上に設けられる もの	一年一メートル	一〇〇円	
	競技会、集会、 展示会、博覧会 その他これら に類する催し のため設けら れる仮設工作 物	地下に設けられる もの	一年一メートル	一〇〇円	
		地上に設けられる もの	一年一メートル	一〇〇円	
	郵便差出箱	地下に設けられる もの	一年一メートル	一、〇〇〇円	
		地上に設けられる もの	一年一メートル	一、〇〇〇円	
	撮影として行 う	写真	一日	一、九〇円	
		映画	一日	八、三〇〇円	
	スコアボード設 置によるもの	スコアボード設 置によるもの	一件一日	五、四、七〇〇円	
	その他のもの	その他のもの	一件一日	二、四〇〇円	
有料公園施 設の利用に 係る使用料	軟式野球場	グラウンド	一時間	六、三〇〇円	
	照明設備	照明設備	一時間	五〇〇円	

別表第一（第三条関係）		現 行			
公の施設 の名称	使用料の 名称	区 分	単 位	金 額	備 考
大分県都市 公園条例（昭 和三十五年 大分県令第 二十三号） 第二十条第 一項の行為 に係る使用 料	物品の販売、 募金その他 これらに類 する行為	地下に設けられる もの	一年一メートル	五〇〇円	(略)
		地上に設けられる もの	一年一メートル	一〇〇円	
	競技会、集会、 展示会、博覧会 その他これら に類する催し のため設けら れる仮設工作 物	地下に設けられる もの	一年一メートル	一〇〇円	
		地上に設けられる もの	一年一メートル	一〇〇円	
	郵便差出箱	地下に設けられる もの	一年一メートル	一、〇〇〇円	
		地上に設けられる もの	一年一メートル	一、〇〇〇円	
	撮影として行 う	写真	一日	一、八〇円	
		映画	一日	八、一五〇円	
	スコアボード設 置によるもの	スコアボード設 置によるもの	一件一日	五、四、七〇〇円	
	その他のもの	その他のもの	一件一日	二、三、五〇円	
有料公園施 設の利用に 係る使用料	軟式野球場	グラウンド	一時間	六、三〇〇円	
	照明設備	照明設備	一時間	五〇〇円	

設置 備明							
場す使ソボアチア 合る用にリスユマ							
↑ 間 照 度 テ リ							
一 時 間	三 〇 〇 〇 ル	一 時 間	五 〇 〇 〇 ル	一 時 間	七 〇 〇 〇 ル	一 ス 〇 ル ツ ク	一 ス 〇 ル 、 四 〇 〇 〇
	四、〇五〇円		六、六〇〇円		九、一五〇円		一、三〇〇円
							一八、九〇〇円
							二五、四〇〇円
							三七、九〇〇円
額一ぞ額前割`使額前割`使場す催 をれに項増第用は項増第用合るし を乗二、の額一料、の額一料の行て じ分そ加及項の上加及項の上事使 たのれ算びの額記算びの額記の用 とする							

設置 備明		
場す使ソボアチア 合る用にリスユマ		
↑ 間 照 度 テ リ		
一 時 間	三 〇 〇 〇 ル	一 時 間
	四、〇五〇円	六、六〇〇円
		九、一五〇円
		一、三〇〇円
		一八、九〇〇円
		二五、四〇〇円
		三七、九〇〇円
額一ぞ額前割`使額前割`使場す催 をれに項増第用は項増第用合るし を乗二、の額一料、の額一料の行て じ分そ加及項の上加及項の上事使 たのれ算びの額記算びの額記の用 とする		

設置 備明							
場す使ソボアチア 合る用にリスユマ							
↑ 間 照 度 テ リ							
一 時 間	三 〇 〇 〇 ル	一 時 間	五 〇 〇 〇 ル	一 時 間	七 〇 〇 〇 ル	一 ス 〇 ル ツ ク	一 ス 〇 ル 、 四 〇 〇 〇
	四、〇〇〇円		六、五〇〇円		八、九五〇円		一、二、八〇〇円
							一八、六〇〇円
							二四、九〇〇円
							三七、二〇〇円
額一ぞ額前割`使額前割`使場す催 をれに項増第用は項増第用合るし を乗二、の額一料、の額一料の行て じ分そ加及項の上加及項の上事使 たのれ算びの額記算びの額記の用 とする							

設置 備明		
場す使ソボアチア 合る用にリスユマ		
↑ 間 照 度 テ リ		
一 時 間	三 〇 〇 〇 ル	一 時 間
	四、〇〇〇円	六、五〇〇円
		八、九五〇円
		一、二、八〇〇円
		一八、六〇〇円
		二四、九〇〇円
		三七、二〇〇円
額一ぞ額前割`使額前割`使場す催 をれに項増第用は項増第用合るし を乗二、の額一料、の額一料の行て じ分そ加及項の上加及項の上事使 たのれ算びの額記算びの額記の用 とする		

個人使用する場合					専用使用する 場合	照明設備	庭球場		冷房設備
高校生		中学生・小学生		一面			一般	学生・高校生・中学生・小学生	
一人一月	一人一回	一人一月	一人一回						
七八〇円	二〇〇円	三九〇円	一〇〇円	一時間	間一面一時	二時間	二時間	二時間	七六〇円
このは高をに及学のと・ 者れ生高校い準び校生は小中 をに徒等生いずこの徒中 をい準及学と二者ら童小校					るれ児、学の、学中一 者ら童小校生高生”生高 をに及学生、学と・生 をい準び校生の徒中校は小				

個人使用する場合					専用使用する 場合	照明設備	庭球場		冷房設備
高校生		中学生・小学生		一面			一般	学生・高校生・中学生・小学生	
一人一月	一人一回	一人一月	一人一回						
七七〇円	一九〇円	三八〇円	一〇〇円	一時間	間一面一時	二時間	二時間	二時間	七五〇円
このは高をに及学のと・ 者れ生高校い準び校生は小中 をに徒等生いずこの徒中 をい準及学と二者ら童小校					るれ児、学の、学中一 者ら童小校生高生”生高 をに及学生、学と・生 をい準び校生の徒中校は小				

シャワー設備	施設 設備		放送設備	その他に 使用する 場合	グラウンド 内均一 照度
	表示部				
	場寸表等映他そ及画定用試 合 る示を像ののび面型の合	合る示をの画定用試 場寸表み面型の合			
一人一回	時間	時間	時間	時間	時間
一〇〇円	一、三五〇円	一、二五〇円	七二〇円	八九〇円	一三五、〇〇〇円
す乗二用は使場す催球法び野連等育高体2 じじ分料、用合るし連人公球盟学連等育 ののの上料の行て盟日益連、校盟学連中 額一額記の上事使が本財盟軟野、校盟学 とをに使額記の用主野団及式球高体、校		もを点選チ面用の1 の表、手”ム”とは型試 をい判定、名、画 をいする等得			

シャワー設備	施設 設備		放送設備	その他に 使用する 場合	グラウンド 内均一 照度
	表示部				
	場寸表等映他そ及画定用試 合 る示を像ののび面型の合	合る示をの画定用試 場寸表み面型の合			
一人一回	時間	時間	時間	時間	時間
一〇〇円	一、三五〇円	一、二五〇円	七二〇円	八七〇円	一三三、〇〇〇円
す乗二用は使場す催球法び野連等育高体2 じじ分料、用合るし連人公球盟学連等育 ののの上料の行て盟日益連、校盟学連中 額一額記の上事使が本財盟軟野、校盟学 とをに使額記の用主野団及式球高体、校		もを点選チ面用の1 の表、手”ム”とは型試 をい判定、名、画 をいする等得			

特別室	室運競 営技			競技本部室	個人使用する 場合	一人一回
	小	中	大			
一時間	間一室一時	間一室一時	一時間	一時間	一人一回	三二〇円
1,000,000円	700,000円	780,000円	1,050,000円	580,000円	3,150,000円	
るに場す利券回 限合る用で敷						
*す額得じを五分にの用記`額料使合る用がる準らこ及児校小 るとたて乗十の百額料使上はの用の場す利者ずにれび童の学						

室シート グニレ	室更一 衣般			写真判定室	指導員室	間
	個人使用する 場合	小	中			
専用使用する 場合	間一室一時	一日	一日	一日	一室一日	間一室一時
一、四五〇円	一〇〇円	二、八〇〇円	六、七〇〇円	九、五五〇円	一五、七〇〇円	二、一〇〇円
すて五額記の合利るれ児`学の 得十に使額用の者ら童小校生高 たを百用は使すがに及学の徒等 額乗分料`用る専準び校生`学 とじのの上料場らずこの徒中校						
徒の学`生校等 `生校中徒の学高						

特別室	室運競 営技			競技本部室	個人使用する 場合	一人一回
	小	中	大			
一時間	間一室一時	間一室一時	一時間	一時間	一人一回	三二〇円
1,000,000円	700,000円	707,000円	1,000,000円	560,000円	3,100,000円	
るに場す利券回 限合る用で敷						
*す額得じを五分にの用記`額料使合る用がる準らこ及児校小 るとたて乗十の百額料使上はの用の場す利者ずにれび童の学						

室シート グニレ	室更一 衣般			写真判定室	指導員室	間
	個人使用する 場合	小	中			
専用使用する 場合	間一室一時	一日	一日	一日	一室一日	間一室一時
一、四五〇円	一〇〇円	二、七五〇円	六、六〇〇円	九、三五〇円	一五、四〇〇円	二、一〇〇円
すて五額記の合利るれ児`学の 得十に使額用の者ら童小校生高 たを百用は使すがに及学の徒等 額乗分料`用る専準び校生`学 とじのの上料場らずこの徒中校						
徒の学`生校等 `生校中徒の学高						

場運多 動目 広的	棟管 理		棟運 営		照明設 備		一面
	シャ ワ ー 設 備	交 流 室	二 分 の 一 を 使 用 す る 場 合	全 部 を 使 用 す る 場 合	一 ク ス ー 一 面	一 ク ス ー 一 面	
一 時 間	一 人 一 回	一 時 間	一 時 間	一 時 間	一 ク ス ー 一 面	一 ク ス ー 一 面	一 時 間
一、二五〇円	一〇〇円	二二〇円	二二〇円	四二〇円	三二〇円	六三〇円	四二〇円
れ児、学 ら童小 及校生 の徒等 校生、 学 ずこの 徒中校							じのの上料場らうでに就か幼るれ児、学 てて五額記の合利の達学ら見者ら童小校 とす。十に使額のは使すがを始学四び準び校 額乗分料、用専いま期校歳にずこの徒

テニス コート	用競陸 具技上					ドリフ ルイ		サ ブ 競 場
	場す使個 合る用人				専 用 使 用 す る 場 合	個 人 使 用 す る 場 合	専 用 使 用 す る 場 合	
	用 棒 高 跳 び 具	び 走 り 高 跳 び 用 具	ハ ー ド ル	ロ ッ ク イ ン グ ラ イ ン グ テ ー プ				一 人 一 回
	一 組 一 日	一 組 一 日	一 組 一 日	一 台 一 日	一 式 一 日	一 人 一 回	一 時 間	一 個 一 日
	二二〇円	二二〇円	一〇〇円	六〇円	二二〇、九〇〇円	一〇〇円	三、一五〇円	一〇〇円
の 生 徒 、 学 中 校							すて五額記の合利の達学ら見者ら童小校生高 得十に使額のは使すがを始学四び準び校 額乗分料、用専いま期校歳にずこの徒 とす。十に使額のは使すがを始学四び準び校 額乗分料、用専いま期校歳にずこの徒	

場運多 動目 広的	棟管 理		棟運 営		照明設 備		一面
	シャ ワ ー 設 備	交 流 室	二 分 の 一 を 使 用 す る 場 合	全 部 を 使 用 す る 場 合	一 ク ス ー 一 面	一 ク ス ー 一 面	
一 時 間	一 人 一 回	一 時 間	一 時 間	一 時 間	一 ク ス ー 一 面	一 ク ス ー 一 面	一 時 間
一、二五〇円	一〇〇円	二二〇円	二二〇円	四二〇円	三二〇円	六三〇円	四二〇円
れ児、学 ら童小 及校生 の徒等 校生、 学 ずこの 徒中校							じのの上料場らうでに就か幼るれ児、学 てて五額記の合利の達学ら見者ら童小校 とす。十に使額のは使すがを始学四び準び校 額乗分料、用専いま期校歳にずこの徒

テニス コート	用競陸 具技上					ドリフ ルイ		サ ブ 競 場
	場す使個 合る用人				専 用 使 用 す る 場 合	個 人 使 用 す る 場 合	専 用 使 用 す る 場 合	
	用 棒 高 跳 び 具	び 走 り 高 跳 び 用 具	ハ ー ド ル	ロ ッ ク イ ン グ ラ イ ン グ テ ー プ				一 人 一 回
	一 組 一 日	一 組 一 日	一 組 一 日	一 台 一 日	一 式 一 日	一 人 一 回	一 時 間	一 個 一 日
	二二〇円	二二〇円	一〇〇円	六〇円	二二〇、六〇〇円	一〇〇円	三、一〇〇円	一〇〇円
の 生 徒 、 学 中 校							すて五額記の合利の達学ら見者ら童小校生高 得十に使額のは使すがを始学四び準び校 額乗分料、用専いま期校歳にずこの徒 とす。十に使額のは使すがを始学四び準び校 額乗分料、用専いま期校歳にずこの徒	

										改正案
										現行

										改正案
										現行

使用料			センタ		専用		場		多目的競技	
一 道 場			合		合		合		合	
スポーツに使用する場	その他に使用する場	合	スポーツに使用する場	その他に使用する場	合	スポーツに使用する場	その他に使用する場	合	スポーツに使用する場	その他に使用する場
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
八九〇円	二、六五〇円	八九〇円		一、一〇〇円				三、七〇〇円		

使用料			センタ		専用		場		多目的競技	
一 道 場			合		合		合		合	
スポーツに使用する場	その他に使用する場	合	スポーツに使用する場	その他に使用する場	合	スポーツに使用する場	その他に使用する場	合	スポーツに使用する場	その他に使用する場
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
八七〇円	一、六〇〇円	八七〇円		一〇、九〇〇円				三、六五〇円		

公の施設 の名称		使用料 の名称		区 分		単 位		金 額		備 考	
		全館									
		その他に使用する場		合		八時間		九〇,〇〇〇円		(略)	
		その他に使用する場		合		八時間		一七,七〇〇円			
		その他に使用する場		合		八時間		一三,四〇〇円			
		その他に使用する場		合		八時間		二五,〇〇〇円			

公の施設 の名称		使用料 の名称		区 分		単 位		金 額		備 考	
		全館									
		その他に使用する場		合		八時間		八九,〇〇〇円		(略)	
		その他に使用する場		合		八時間		一七,四〇〇円			
		その他に使用する場		合		八時間		一三,三〇〇円			
		その他に使用する場		合		八時間		二五,九〇〇円			

改正案

現行

		大分県立 武道スポーツ センター ター
トレーニングルーム		
	回	一人
		三六〇円

未十合場こるす額じをの二額料使上は額料使合る用がる準らこ及生校満円、の。とた乗一分にの用記、の用の場す利者ずにれば徒の

		大分県立 武道スポーツ センター ター
トレーニングルーム		
	回	一人
		三五〇円

未十合場こるす額じをの二額料使上は額料使合る用がる準らこ及生校満円、の。とた乗一分にの用記、の用の場す利者ずにれば徒の

	使用料 一部分 セクタ (略)	場道			
		三道場		二道場	
		その他に使用する場 合	スポーツに使用する場 合	その他に使用する場 合	合
		一時間	一時間	一時間	
		二、六五〇円	八九〇円	二、六五〇円	
¹ 一の時間の使用は、 ² 高等学校、中学校、高等学校等					

	使用料 一部分 セクタ (略)	場道			
		三道場		二道場	
		その他に使用する場 合	スポーツに使用する場 合	その他に使用する場 合	合
		一時間	一時間	一時間	
		二、六〇〇円	八七〇円	二、六〇〇円	
¹ 一の時間の使用は、 ² 高等学校、中学校、高等学校等					

用 備 附 料 の 属 使 設							多目的競技場冷房設							(略)						
フ 競							ア フ 観							ア フ 競						
ロ 技							ロ 客							ロ 技						
の二分		使用全部		使用の二分		使用全部		使用の四分		使用の二分		使用全部		使用の二分		使用全部				
一時間		一時間		一時間		一時間		一時間		一時間		一時間		一時間		一時間				
四、二〇〇円		八、四〇〇円		二、九〇〇円		五、八〇〇円		一、九五〇円		三、九〇〇円		七、八〇〇円								
³ 用 料 の 額 は、 上 記 使 用 料 の 額 に、二分の 一 を 乗 じ た 額 と す る。こ の 場 合、十 円 未 満 の 端 数 は、 切 り 捨 て る。 ³ 障 害 者 が 利 用 す る 場 合 の 使 用 料 は、徴 収 し な い。																				

容 備 附 量 の 属 り 設							多目的競技場冷房設							(略)						
フ 競							ア フ 観							ア フ 競						
ロ 技							ロ 客							ロ 技						
の二分		使用全部		使用の二分		使用全部		使用の四分		使用の二分		使用全部		使用の二分		使用全部				
一時間		一時間		一時間		一時間		一時間		一時間		一時間		一時間		一時間				
四、一〇〇円		八、二〇〇円		二、八五〇円		五、七〇〇円		一、九〇〇円		三、八〇〇円		七、六〇〇円								
³ 用 料 の 額 は、 上 記 使 用 料 の 額 に、二分の 一 を 乗 じ た 額 と す る。こ の 場 合、十 円 未 満 の 端 数 は、 切 り 捨 て る。 ³ 障 害 者 が 利 用 す る 場 合 の 使 用 料 は、徴 収 し な い。																				

				用 料 1 センタ 個人											
(略)				バドミントン											
照明設備を 使用しない 場合		照明設備を 使用する場 合		照明設備を 使用しない 場合		照明設備を 使用する場 合									
時間 一 面 一		時間 一 面 一		時間 一 面 一		時間 一 面 一									
三、四〇〇円		四、一〇〇円		三、六〇〇円		三、六〇〇円									
¹ 照 明 設 備 を 使 用 す る 場 合 の 生 徒、中 学 校 の 生 徒、小 学 校 の 児 童 及 び こ れ ら に 準 ず る 者 並 び に 幼 児（四 歳 以 上 小 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま だ の 者 を い う。）が 利 用 す る 場 合 の 使				¹ 照 明 設 備 を 使 用 す る 場 合 の 生 徒、中 学 校 の 生 徒、小 学 校 の 児 童 及 び こ れ ら に 準 ず る 者 並 び に 幼 児（四 歳 以 上 小 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま だ の 者 を い う。）が 利 用 す る 場 合 の 使				回 数 で 利 用 す る 場 合 に 限 る。 ³ 障 害 者 が 利 用 す る 場 合 の 使 用 料 は、 徴 収 し な い。				回 数 で 利 用 す る 場 合 に 限 る。 ³ 障 害 者 が 利 用 す る 場 合 の 使 用 料 は、 徴 収 し な い。			

				用 料 1 センタ 個人											
(略)				バドミントン											
照明設備を 使用しない 場合		照明設備を 使用する場 合		照明設備を 使用しない 場合		照明設備を 使用する場 合									
時間 一 面 一		時間 一 面 一		時間 一 面 一		時間 一 面 一									
三、三〇〇円		四、一〇〇円		三、五〇〇円		三、五〇〇円									
¹ 照 明 設 備 を 使 用 す る 場 合 の 生 徒、中 学 校 の 生 徒、小 学 校 の 児 童 及 び こ れ ら に 準 ず る 者 並 び に 幼 児（四 歳 以 上 小 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま だ の 者 を い う。）が 利 用 す る 場 合 の 使				¹ 照 明 設 備 を 使 用 す る 場 合 の 生 徒、中 学 校 の 生 徒、小 学 校 の 児 童 及 び こ れ ら に 準 ず る 者 並 び に 幼 児（四 歳 以 上 小 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま だ の 者 を い う。）が 利 用 す る 場 合 の 使				回 数 で 利 用 す る 場 合 に 限 る。 ³ 障 害 者 が 利 用 す る 場 合 の 使 用 料 は、 徴 収 し な い。				回 数 で 利 用 す る 場 合 に 限 る。 ³ 障 害 者 が 利 用 す る 場 合 の 使 用 料 は、 徴 収 し な い。			

(略)

使用料	更衣室	選手用更衣室二	選手用更衣室一	会議室三	会議室二	会議室一	(略)	武道場暖房設備			武道場冷房設備			多目的競技場暖房設備			
								道場三	道場二	道場一	道場三	道場二	道場一	アフロ客観			
														使用の一分	使用二分	使用全部	使用の一分
一日		一、八〇〇円	一、八〇〇円	一時間 一三〇〇円	一時間 一三〇〇円	一時間 四二〇〇円		一時間 九五〇円	一時間 九五〇円	一時間 九五〇円	一時間 一、四五〇円	一時間 一、四五〇円	一時間 一、四五〇円	一時間 二、四五〇円	一時間 二、四五〇円	一時間 四、八五〇円	一時間 二、一〇〇円

使用料	更衣室	選手用更衣室二	選手用更衣室一	会議室三	会議室二	会議室一	(略)	武道場暖房設備			武道場冷房設備			多目的競技場暖房設備			
								道場三	道場二	道場一	道場三	道場二	道場一	アフロ客観			
														使用の一分	使用二分	使用全部	使用の一分
一日		一、七五〇円	一、七五〇円	一時間 一三〇〇円	一時間 一三〇〇円	一時間 四二〇〇円		一時間 九〇〇円	一時間 九〇〇円	一時間 九〇〇円	一時間 一、四〇〇円	一時間 一、四〇〇円	一時間 一、四〇〇円	一時間 二、四〇〇円	一時間 二、四〇〇円	一時間 四、八〇〇円	一時間 二、〇五〇円

講堂使用料	区	分	単	金	備
講堂使用料					
一時間					
六六〇円					
<p>ののすしの定委分団化体育にう学規第十法二法学1額使るてがめ員県体財及関学。校定一六律十。校は用場使主る会教で保び係校並をす条号第二昭学校。料合用催もが育大護文団教びいるに。二年和育へ。</p> <p>°取料合覧人そ者めが4しはのすし育基育学す。°者に徒しはのす等の等る別。な。観るて活づ課校るを準。な。観るが付及障に知い微覧場観動く程の者引含ずれい微覧場観添び害定事。°取料合覧と教に教が率むら</p>					

講堂使用料	区	分	単	金	備
講堂使用料					
一時間					
六五〇円					
<p>ののすしの定委分団化体育にう学規第十法二法学1額使るてがめ員県体財及関学。校定一六律十。校は用場使主る会教で保び係校並をす条号第二昭学校。料合用催もが育大護文団教びいるに。二年和育へ。</p> <p>°取料合覧人そ者めが4しはのすし育基育学す。°者に徒しはのす等の等る別。な。観るて活づ課校るを準。な。観るが付及障に知い微覧場観動く程の者引含ずれい微覧場観添び害定事。°取料合覧と教に教が率むら</p>					

改正案

別表第一(第三条関係)

公の施設 の名称	称使用料の 名	区分	単位	金額	備考
大分県立 九重青少 年の家	宿泊料	県内利 用者	一人一泊	三八〇円	1「高校生」と は高等学校の生 徒及びこれに準 ずる者をいい、 「中学生・小学 生」とは中学校 の生徒、小学校 の児童及びこれ らに準ずる者を いう。
		高校生及びその指導者 青少年団体及びその指導者 社会教育関係団体及びその指導者 その他のもの	一人一泊	四七〇円 九四〇円 一、二五〇円	2冷暖房使用期 間中は、上記使 用料の額に一人 一泊八〇円を加 算する。
専用使用料	本研修 室	中学生・小学生 者に限る。、 高校生及び 青少年団体 その他のもの	一人一泊	二二〇円	1「高校生」と は、高等学校の 生徒及びこれに 準ずる者をいう。
		その他のもの	一人一泊	一九〇円	

現行

別表第一(第三条関係)

公の施設 の名称	称使用料の 名	区分	単位	金額	備考
大分県立 九重青少 年の家	宿泊料	県内利 用者	一人一泊	三七〇円	1「高校生」と は高等学校の生 徒及びこれに準 ずる者をいい、 「中学生・小学 生」とは中学校 の生徒、小学校 の児童及びこれ らに準ずる者を いう。
		高校生及びその指導者 青少年団体及びその指導者 社会教育関係団体及びその指導者 その他のもの	一人一泊	四六〇円 九二〇円 一、一八〇円	2冷暖房使用期 間中は、上記使 用料の額に一人 一泊八〇円を加 算する。
専用使用料	本研修 室	中学生・小学生 者に限る。、 高校生及び 青少年団体 その他のもの	一人一泊	二二〇円	1「高校生」と は、高等学校の 生徒及びこれに 準ずる者をいう。
		その他のもの	一人一泊	一八五〇円	

公の施設 の名称	称使用料の 名	区分	単位	金額	備考
大分県立 九重青少 年の家	宿泊料	県内利 用者	一人一泊	三八〇円	1「高校生」と は高等学校の生 徒及びこれに準 ずる者をいい、 「中学生・小学 生」とは中学校 の生徒、小学校 の児童及びこれ らに準ずる者を いう。
		高校生及びその指導者 青少年団体及びその指導者 社会教育関係団体及びその指導者 その他のもの	一人一泊	四七〇円 九四〇円 一、二五〇円	2冷暖房使用期 間中は、上記使 用料の額に一人 一泊八〇円を加 算する。
専用使用料	本研修 室	中学生・小学生 者に限る。、 高校生及び 青少年団体 その他のもの	一人一泊	二二〇円	1「高校生」と は、高等学校の 生徒及びこれに 準ずる者をいう。
		その他のもの	一人一泊	一九〇円	

公の施設 の名称	称使用料の 名	区分	単位	金額	備考
大分県立 九重青少 年の家	宿泊料	県内利 用者	一人一泊	三七〇円	1「高校生」と は高等学校の生 徒及びこれに準 ずる者をいい、 「中学生・小学 生」とは中学校 の生徒、小学校 の児童及びこれ らに準ずる者を いう。
		高校生及びその指導者 青少年団体及びその指導者 社会教育関係団体及びその指導者 その他のもの	一人一泊	四六〇円 九二〇円 一、一八〇円	2冷暖房使用期 間中は、上記使 用料の額に一人 一泊八〇円を加 算する。
専用使用料	本研修 室	中学生・小学生 者に限る。、 高校生及び 青少年団体 その他のもの	一人一泊	二二〇円	1「高校生」と は、高等学校の 生徒及びこれに 準ずる者をいう。
		その他のもの	一人一泊	一八五〇円	

別表第一(第三条関係)		の公の施設		の名称		学校立高等		授業料		通信教育受		講料		應講料		照明設備使		用		称使用料の名		区		分		単		位		金		額		備		考			
改		正		案		行		現		行		行		行		行		行		行		行		行		行		行		行		行		行		行			
体育館	運動場	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
七六〇円	二、七五〇円																																						
一時間	一時間																																						
一人一泊	三人〇円																																						

者に限る。(高校生、青少年団体及びその指導者)		者に限る。(高校生、青少年団体及びその指導者)	
一人一泊	三人〇円	一人一泊	三人〇円

		物薬廃	質底壤土	質		水	
(二) 複雑なもの	(一) 室内環境衛生試験 簡易なもの	(四) 溶出処理	(三)(二)(一) 定性定量分析試験 含水率検査 理化学検査	(二) ニハロイ その腸菌他菌の培養検査	(ホ) 特殊なもの	(ニ) 非常に複雑なもの	
成箇分所	項箇目所	件	成分	成分	成分	成分	成分
二、五〇〇円	一、〇〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	七、〇〇〇円	
二酸化黄二下気じ、`ふ、`度気酸室`酸細流ん浮紫く照`温化素二化菌`量遊外射度気、炭`酸硫等落`粉練熟`圧湿		す各の衛る項一生項目一般開のう水係事務の類の項似	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	七、〇〇〇円	生C物`物量浮透O p 分精析密機器 物O質溶イ`遊視RH化D`解才塩物度P値学、`性`化質等、`

		物薬廃	質底壤土	質		水	
(二) 複雑なもの	(一) 室内環境衛生試験 簡易なもの	(四) 溶出処理	(三)(二)(一) 定性定量分析試験 含水率検査 理化学検査	(二) ニハロイ その腸菌他菌の培養検査	(ホ) 特殊なもの	(ニ) 非常に複雑なもの	
成箇分所	項箇目所	件	成分	成分	成分	成分	成分
二、四五〇円	一、〇〇〇円	二、二〇〇円	二、四五〇円	二、四五〇円	二、四五〇円	六、八五〇円	生C物`物量浮透O p 分精析密機器 物O質溶イ`遊視RH化D`解才塩物度P値学、`性`化質等、`
二酸化黄二下気じ、`ふ、`度気酸室`酸細流ん浮紫く照`温化素二化菌`量遊外射度気、炭`酸硫等落`粉練熟`圧湿		す各の衛る項一生項目一般開のう水係事務の類の項似	二、四五〇円	二、四五〇円	二、四五〇円	六、八五〇円	生C物`物量浮透O p 分精析密機器 物O質溶イ`遊視RH化D`解才塩物度P値学、`性`化質等、`

		装包		器容		物加添品食	
(ハ) 複雑なもの	(ロ) 普通のもの	(イ) 簡易なもの	(ロ)(イ) 簡易なもの	(一) 一般水質検査 定性分析	(二) 細菌検査 その腸菌他菌の培養検査	(三)(二)(一) 基礎成分規格検査 陶磁器 塩化ビニル樹脂	(四)(三)(二)(一) 細菌検査 その腸菌他菌の培養検査
成箇分所	成箇分所	成箇分所	成箇分所	成箇分所	成箇分所	成箇分所	成箇分所
四、三五〇円	二、九〇〇円	一、〇〇〇円	三、六五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円
生C物`物量浮透O p 分精析密機器 物O質溶イ`遊視RH化D`解才塩物度P値学、`性`化質等、`				項目食品添加物の類似する項目の金額	項目食品添加物の類似する項目の金額	項目食品添加物の類似する項目の金額	項目食品添加物の類似する項目の金額
生C物`物量浮透O p 分精析密機器 物O質溶イ`遊視RH化D`解才塩物度P値学、`性`化質等、`				二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円
生C物`物量浮透O p 分精析密機器 物O質溶イ`遊視RH化D`解才塩物度P値学、`性`化質等、`				二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円

		装包		器容		物加添品食	
(ハ) 複雑なもの	(ロ) 普通のもの	(イ) 簡易なもの	(ロ)(イ) 簡易なもの	(一) 一般水質検査 定性分析	(二) 細菌検査 その腸菌他菌の培養検査	(三)(二)(一) 基礎成分規格検査 陶磁器 塩化ビニル樹脂	(四)(三)(二)(一) 細菌検査 その腸菌他菌の培養検査
成箇分所	成箇分所	成箇分所	成箇分所	成箇分所	成箇分所	成箇分所	成箇分所
四、三〇〇円	二、八〇〇円	一、〇〇〇円	三、五五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円
生C物`物量浮透O p 分精析密機器 物O質溶イ`遊視RH化D`解才塩物度P値学、`性`化質等、`				項目食品添加物の類似する項目の金額	項目食品添加物の類似する項目の金額	項目食品添加物の類似する項目の金額	項目食品添加物の類似する項目の金額
生C物`物量浮透O p 分精析密機器 物O質溶イ`遊視RH化D`解才塩物度P値学、`性`化質等、`				二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円
生C物`物量浮透O p 分精析密機器 物O質溶イ`遊視RH化D`解才塩物度P値学、`性`化質等、`				二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円	二、七五〇円

文書料	泉 温	
書断診	他のそ	
国厚一 民生般 年診断 金診断 断書書	一 その 他の 試験 検査	(二) 非常 に複 雑な もの
----	----	----
件件件	成成 分分	成 分
三、 三〇〇 〇〇円	金ちの別 額類項表 似する各 項の保 健のう所	七、 〇〇〇 〇円
		二 銀銅、鉛、 水、
		°と五六にては示項条第び許一五法 す〇`はあ検にの第十同可項条第 る円三、`つ査係掲一八法及の第十

		生 衛 境 環	
(二) 複 雑な もの	一 中 分 析 試 験	(六) そ 他	二 分 析 法 惠 防 止 法 九 十 一 号 に よ る 十 六 年 量 定 に よ る 十 六 年 量 定
一 成 分	二 成 分	三 成 分	四 成 分
四、 〇五〇 〇円	二、 三〇〇 〇円	一、 九〇〇 〇円	一、 九〇〇 〇円
			二 ア ル キ ル 酸 、 ヒ ム 素 、 酸

文書料	泉 温	
書断診	他のそ	
国厚一 民生般 年診断 金診断 断書書	一 その 他の 試験 検査	(二) 非常 に複 雑な もの
----	----	----
件件件	成成 分分	成 分
三、 二五〇 〇〇円	金ちの別 額類項表 似する各 項の保 健のう所	六、 八五〇 〇円
		二 銀銅、鉛、 水、
		°と五六にては示項条第び許一五法 す〇`はあ検にの第十同可項条第 る円三、`つ査係掲一八法及の第十

		生 衛 境 環	
(二) 複 雑な もの	一 中 分 析 試 験	(六) そ 他	二 分 析 法 惠 防 止 法 九 十 一 号 に よ る 十 六 年 量 定 に よ る 十 六 年 量 定
一 成 分	二 成 分	三 成 分	四 成 分
三、 九五〇 〇円	二、 二五〇 〇円	一、 七〇〇 〇円	一、 七〇〇 〇円
			二 ア ル キ ル 酸 、 ヒ ム 素 、 酸

別表第三（第三条、第三条の二関係）		改		正		案	
称事務の名	称手数料の名	区	分	単	位	金	額
毒物劇物 関係事務	(略)	製剤製造業者等に限る。		一件		二〇、七〇〇	円
毒物劇物 製造業者等 は手輸	(略)	製剤製造業者等に限る。		一件		二七、二〇〇	円
毒物劇物 製造業者等 を除く。	(略)	製剤製造業者等を除く。		一件			
毒物劇物 製造業者等 を除く。	(略)	製剤製造業者等を除く。		一件			
						備考	

別表第一（第三条関係）		現		行			
称事務の名	称手数料の名	区	分	単	位	金	額
毒物劇物 関係事務	(略)	製剤製造業者等に限る。		一件		二〇、六〇〇	円
毒物劇物 製造業者等 は手輸	(略)	製剤製造業者等に限る。		一件		二七、二〇〇	円
毒物劇物 製造業者等 を除く。	(略)	製剤製造業者等を除く。		一件			
毒物劇物 製造業者等 を除く。	(略)	製剤製造業者等を除く。		一件			
						備考	

証明料		書明証		等特一 別般な証明書 （診療明細の添付）		恩給診断書	
件	通	通	通	件	通	通	件
四〇〇	円	二、二〇〇	円	一、二〇〇	円	三、三〇〇	円
四〇〇	円	二、一五〇	円	一、一〇〇	円	三、二五〇	円
						備考	

		改正案				現行	
別表第三(第三条、第三条の二関係)				別表第三(第三条、第三条の二関係)			
(略)	家畜精液取扱事務	(略)	称事務の名	(略)	家畜精液取扱事務	(略)	称事務の名
	手数料		称手数料の名		手数料		称手数料の名
	豚		区		豚		区
			分				分
	一セット		単		一セット		単
			位				位
			金		一、四五〇〇円		金
			額				額
			備				備
			考				考

		改正案				現行	
別表第三(第三条、第三条の二関係)				別表第三(第三条、第三条の二関係)			
(略)	農業試験検査事務	(略)	称事務の名	(略)	農業試験検査事務	(略)	称事務の名
	農産物検査手数料		称手数料の名		農産物検査手数料		称手数料の名
	豚		区		豚		区
			分				分
	一セット		単		一セット		単
			位				位
			金		一、四五〇〇円		金
			額				額
			備				備
			考				考

別表第三(第三条、第三条の二関係)								称事務の名	称手数料の名	区	分	単	位	金	額	備	考
手所建	数登建	料所建	手建	数証建	付証建	手建	手建										
数登建	料所建	手建	数証建	付証建	手建	手建	手建										
四〇〇円	四〇〇円	二一、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	一九、三〇〇円	改	正	案							
四〇〇円	四〇〇円	二一、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、七〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	一九、二〇〇円	現	行								

別表第三(第三条、第三条の二関係)								称事務の名	称手数料の名	区	分	単	位	金	額	備	考
手面砂	料面砂	認業	試業	料者砂	手者砂	手者砂	手者砂										
面砂	料面砂	認業	試業	料者砂	手者砂	手者砂	手者砂										
一五、〇〇〇円	三三、九〇〇円	八、四〇〇円	八、一〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	改	正	案							
一五、〇〇〇円	三三、九〇〇円	八、四〇〇円	八、一〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	現	行								

